

官報

昭和五十三年四月十日

○第八十四回 参議院會議録第十四号

昭和五十三年四月十日(月曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第十四号

昭和五十三年四月十日

午前十時開議

第一 国務大臣の報告に関する件(昭和五十年
度決算及び昭和五十一年度決算の概要につ
いて)

第二 活動火山周辺地域における避難施設等の
整備等に関する法律等の一部を改正する法律
案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

一、日程第一

一、新東京国際空港問題に関する決議案(木村
睦男君外八名発議)(委員会審査省略要求事
件)

一、日程第二

○議長(安井謙吉) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

亀長友義君から、海外旅行のため明十一日から
十日間請暇の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(安井謙吉) 御異議ないと認めます。よつ

昭和五十三年四月十日 参議院會議録第十四号

て、許可することに決しました。

○議長(安井謙吉) 日程第一 国務大臣の報告に
関する件(昭和五十年年度決算及び昭和五十一年度
決算の概要について)

大蔵大臣から発言を求められております。発言
を許します。村山大蔵大臣。

〔国務大臣村山達雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(村山達雄君) まず、昭和五十一年度の
一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、
国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関
決算書につきまして、その大要を御説明申し上げ
ます。

昭和五十一年度予算は、昭和五十年四月二日に成
立いたしました。

この予算は、引き続き抑制的な基調を堅持する
方針のもとに、国民生活の安定と福祉の充実に配
意するとともに、経済情勢の推移に対応して機動
的、弾力的な運営を図ることを基本として編成さ
れたものであります。

さらに、その後における経済の停滞等により租
税収入等が大幅に減少する見込みとなったことに
伴う措置を講ずるほか、経済情勢の変化等に伴い
特に緊要となった経費について所要の措置を講ず
るため、補正予算が編成され、昭和五十年十一月
七日、その成立を見ました。

この補正によりまして、昭和五十一年度一般会計
予算は、歳入歳出とも二十兆八千三百七十一億円

余となりました。

以下、昭和五十一年度決算についてその内容を数
字を挙げて御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は
二十一兆四千七百三十四億円、歳出の決算額は
二十兆八千六百八十八億円でありまして、差し引き
六千六百四十六億円の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第四十一条の規定により
まして、一般会計の昭和五十一年度の歳入に繰り
入れ済みであります。

なお、昭和五十一年度における財政法第六条の純
剰余金は二千六百六十八億円であります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳
入につきましては、予算額二十兆八千三百七十一
億円に比べて六千三百六十二億円の増加とな
るのであります。

金受入れが予算額に比べて増加した額五千七十
八億円が含まれておりますので、これを差し引
きますと、昭和五十一年度の歳入の純増加額は千二
百八十四億円となるのであります。その内訳
は、租税及び印紙収入、雑収入等における増加額
三千四百六十六億円、公債金等における減少額二
千二百二十二億円となっております。

一方、歳出につきましては、予算額二十兆八千
三百七十一億円に昭和四十九年度からの繰越額
四千七百八十七億円を加えた歳出予算現額
二十一兆三千五百五十八億円に對しまして、支出
済み歳出額は二十兆八千六百八十八億円でありま
して、その差額四千五百四十九億円のうち、昭和
五十一年度に繰り越した額は二千五百九十三
億円余となっており、不用となりました額は千九
百五十六億円余となっております。

次に、予備費であります。昭和五十一年度一般
会計における予備費の予算額は二千億円でありま
して、その使用額は千七百八十三億円余でありま
す。

次に、昭和五十一年度の特別会計の決算でありま
すが、同年度における特別会計の数は四十一であ
りまして、これらの決算の内容につきましては、
特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと
存じます。

次に、昭和五十一年度における国税収納金整理資
金の受け入れ及び支払いであります。同資金へ
の収納済み額は十四兆四千八百一十一億円余であ
りまして、この資金からの一般会計等の歳入への組
み入れ額等は十四兆四千四百三十八億円余であ
りますので、差し引き三百七十三億円余が昭和五十
一年度末の資金残額となります。これは、主として国
税に係る還付金として支払い決定済みのもので、
年度内に支払いを終わらなかつたものでありま
す。

次に、昭和五十一年度政府関係機関の決算の内容
につきましては、それぞれの決算書を御参照願
いたいと存じます。

以上、昭和五十一年度の一般会計歳入歳出決算、
特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払
計算書及び政府関係機関決算書につきまして、そ
の概要を御説明申し上げた次第であります。

次に、昭和五十一年度の一般会計歳入歳出決
算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金
受払計算書及び政府関係機関決算書につきてま
して、その概要を御説明申し上げます。

昭和五十一年度予算は、昭和五十一年五月八日
に成立いたしました。

この予算は、国民生活と経済の安定及び国民福
祉の充実に留意しつつ、財政の改善合理化を図る
とともに、景気の着実な回復に資するための施策
を実施することとして編成されたものでありま
す。

さらに、その後における経済情勢等にかんが
み、公共事業関係費の追加を行うほか、農業保険
費等について所要の措置を講ずるため、補正予算
が編成され、昭和五十一年二月二十二日その成立
を見ました。

この補正によりまして、昭和五十一年度一般会
計

請暇の件 国務大臣の報告に関する件(昭和五十一年度決算及び昭和五十一年度決算の概要について)

三八八

い円高に、いずれも倒産の危機にさらされています。また一方では、石油、電力、ガスのように、

眠ついても膨大な為替差益が転がり込んでくる企業もあります。いまこそ、このような不勞所得とも言ふべき為替差益は当然国民に還元すべきであります。しかるに、今日、政府にはこれらの企業の料金や価格を向こう何年かは値上げさせないといった消極的な姿勢しかとられていません。このような事態を放置しているのは、通産行政が大企業優先で、力の弱い中小企業に円高のしわ寄せをする姿勢のあらわれではないでしょうか。大臣、円高差益の還元を料金や価格の引き下げなど即座に実行すべきであると思いますが、大臣の御見解を伺いたいと思います。

また、この円高に悩む中小企業対策については、現行の措置より一層手厚い援助措置を講じなければならぬと思いますが、どのような対策を用意しておられるか、お伺いしたいと思います。次いで、雇用対策と春闘について労働大臣にお伺いいたします。

雇用情勢は、五十年、五十一年とますます深刻化し、本年二月の完全失業者は百三十六万人で、この二十年來最悪の状態になっています。したがって、雇用対策は緊急に、不況業種の多発している地帯については特に地域の特殊性や産業配置に即応した、きめの細かい対策が必要であります。労働省が五十年、五十一年に行った対策はなまぬく、やと最近失業多発地帯の調査を行い、一部地域では公共事業に失業者を吸収しようとはしていますが、問題の解決にはほど遠く、看板倒れに終わるのではないかと憂慮されているのであります。これらを実効あらしめるためには、全産業の週休二日制の法制化を含め、抜本的な対策が必要だと思ひますが、どのように努力なされるおつもりか、お伺いをいたしたいと思います。

さらに、春闘に關してお尋ねいたしますが、福田総理は、去る四月一日の予算委員会、過剰雇用のもとで大幅賃上げは雇用整理にもなりがちな、また、賃金が大幅に上がれば物価上昇にもつ

なるとの趣旨の発言をなされました。それは、政府が労使に対して賃上げ幅を牽制し、場合によってはガイドラインを設けようとする意図のあらわれではないでしょうか。これはまさに筋違いと言わざるを得ません。総理の明確な御答弁を求めたいと思います。

今日こそ、雇用拡大とあわせ、大幅賃上げと減税によって勤労国民の所得の安定を図り、購買力を高め、最終需要を喚起することがいま緊急ではありませんか。労働大臣は今後春闘についてどういう態度で臨まれるか、その考えをお伺いしたいと思います。

次いで、医療行政について厚生大臣にお尋ねいたします。まず、医療保険についてであります。本年二月一日から医療費が九・六割引き上げられ、そのため、政府管掌保険については一月にボーナスからの特別保険料を新設されたばかりのところ、さらに保険料を〇・二割引き上げ、政令改正でアップできる限度いっぱいに入らしたのであります。加えて、医療保険の抜本改正については、十割給付にするかわり、薬剤費などの償還制度を導入するなどの構想が示されています。差額ベッドや付添看護料などの保険外負担の解消を図ることも、ろくにできないくせに、政府が医師会などの圧力に屈して国民に負担増を強いることは認めることができません。五十三年度には十兆円を超える見込まれる医療費で一部の製薬業者や開業医が潤うというのでは、国民の医療行政への不信はますます深まるばかりではありませんか。大臣の御見解をお伺いいたします。

また、医療行政不信は、大腿四頭筋短縮症問題についても言えます。現在、四頭筋短縮症の患者が厚生省調べで八千八百人、三角筋、臀筋短縮症を含めると約一万人の筋短縮症の患者がおります。親の会自主検診グループに言わせると、三万人を超えると言われます。これは、国民不在の医療行政によって、五体健全に生まれた子供が、医

師の乱診・乱療・乱注射により子供の体を破壊し、その一生を身体障害者として生きなくてはならない苦しみ味わわされている医療制度であります。私は、五十年、五十一年を通じ、たびたび国会でもこの問題を取り上げ、まず必要なことは、速やかに新しい患者発生を防止し、患者の治療体制を国が責任を持って緊急に措置するよう政府に強く要求してきたところであります。しかるに、筋短縮症が社会問題となった四十八年以降に生まれた子供の中にも、三百人に近い重症患者が発見されています。早く予防措置をとればこうした新しい患者の発生や家族の悲劇は未然に防ぐことができたのであります。この責任を厚生大臣はどうお考えになっておられますか。今後はどのように対処されようとするのか、明確に承りたいと思います。

次いで、ロッキード事件のいわゆる灰色高官について総理にお尋ねをいたします。昭和五十一年二月に事件が発覚し、二年余りが経過いたしました。そして最近、被告である丸紅の大久保、伊藤の口から灰色高官の氏名が法廷で明らかにされました。これらの人々は、国民ひとしく疑惑を持っていた人物であります。去る五十年十一月、衆議院において参考人として招致し、その弁明を聴取したところ、口をそろえて潔白だと言ひ張られました。それがいかに虚偽であったか明らかになったことは言うまでもありません。総理は、これら灰色高官への疑惑はすでに国会の場で本人が弁明したのだからと、一事不再議の原則を盾にとつて、疑惑は払拭されたと解釈して、その政治的・道義的責任を解除しようとしているのではありませんか。いまや総理のたゞ重なるロッキード隠しに対し、国民世論は新たな怒りを感じています。あなたは総理として、国民に對して、もはやはおかふりすることは許されませんか。あなたは総理・総裁として、国会におけるこれらの人々の証人喚問に必ず措置を速やかにとり、その政治責任を明確にして、国民の政治への信頼を回復しなくてはならない責任があら

す。一体総理はどうお考えになり、どう始末されるつもりなのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

最後に、私は、日中平和友好条約の締結についてお尋ねをいたします。日中平和友好条約の締結は、いまや日中両国にとって障害となる条件はなく、国民の世論が早期締結へ盛り上がる中で、情勢は成熟を遂げています。しかるに、その条約の交渉が遅々として進まない原因は一体何なのですか。それは、与党内の雑音に妨げられて、中国側の意向を受け入れられないわが国の政府の体制の問題ではないでしょうか。総理自身の指導性の欠如にあるのではあ

りませんか。総理は今国会会期中に条約の締結と批准の手續を行う決意がありますか。総理の決意をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔国務大臣福田起夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(福田起夫君) 回答申し上げます。今日の状態を、雇用不安、また円高が非常に深刻な状態である、そういう御指摘のもとに、それはすべて私の失政のいたすところじゃないかというような御所見でございしますが、確かに、御指摘がありましたように、私は田中内閣の末期は大蔵大臣、次いで三木内閣の副総理、経済企画庁長官と、約五年近く歴任をして今日に至っております。その五年間を回顧してみると、まあ案納さんはそういうふうにおっしゃいますけれども、国際社会ではそう言うておられないんです、これは。事実、四十八年の秋に石油ショックが発生した。そして四十九年、五十年、五十一年、これはまあわが国においても大変な困難な時期であったわけでありました。しかし、その三年間にとにかくあの狂乱物価という状態はもう影をひそめるといふ状態になる。また、経済成長はどうだと言ふと、先進諸国の中で第一の高さである五・七％を実現する。そして国際収支はどうかと言ひますれば、経

の信頼を回復しなくてはならない責任があら

す。一体総理はどうお考えになり、どう始末されるつもりなのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

最後に、私は、日中平和友好条約の締結についてお尋ねをいたします。日中平和友好条約の締結は、いまや日中両国にとって障害となる条件はなく、国民の世論が早期締結へ盛り上がる中で、情勢は成熟を遂げています。しかるに、その条約の交渉が遅々として進まない原因は一体何なのですか。それは、与党内の雑音に妨げられて、中国側の意向を受け入れられないわが国の政府の体制の問題ではないでしょうか。総理自身の指導性の欠如にあるのではあ

りませんか。総理は今国会会期中に条約の締結と批准の手續を行う決意がありますか。総理の決意をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

昭和五十三年四月十日 参議院會議録第十四号

国務大臣の報告に関する件(昭和五十一年度決算及び昭和五十一年度決算の概要について)

三九〇

常黒字が四十七億ドルに達するという状態であった。これはもう世界が、日本はまあとにかくすばらしいことをやった、戦後日本の第二の奇跡である、こう言っているんです。その後の状態もその傾向がずっと進んでおる。物価はどうかと言いますれば、三月の東京の消費者物価四・八%、もう石油ショック前においてもそれに見る落ちつきぶりでございます。成長はどうかと言つて、とにかく五・三%成長、まだ締めはできておりませんけれども、大体できそう。それから何でしようね、国際収支黒字、これはとにかくもう百三十億ドルを超えるという黒字になるんです。これはよ過ぎて困る、そういうような状態である。

私は、まあ政府のすることでありますから、十が十まで全部間違っていないと、こういうふうには申し上げません。それは間違いないけれども、もしらぬ。ことに昨年の九月末のあの急激なドル安円高、これを予見できなかった、これなんかは、いま顧みて大いにじくじたるものを感じますけれども、しかし、大筋においてわが日本の五年間の経済経営が失態であったと、そのように断じて私は考えませんというのをはつきり申し上げるのであります。

また、成田の問題につきまして、案納さんは、農民の理解を取りつけることに失敗したと、その辺がこの問題のさばきの反省するべき点である、こういうふうには言っておられますが、私はそのとおりに考えます。まあ農民の理解、これは得なきやならぬ。しかし、今度のあの事件、あの事件を醸し出したのは、純粋なる農民の反対運動じゃないんです。これは、あれはもう極左の過激派の破壊活動である、そのような誤謬を持たなければ、一方においては、これからまあいろいろ、成田の第二滑走路の問題なんかいろいろあります、農民との話し合いは、これはもうさらにさらにこれを強化していきます。しかし、極左暴力集団、

あの所業が、再びあのような白昼堂々と行われるというところにつきましては、あのようなことが再び起こらないというために、全責任をもって対処しなければならぬと、このように考えておるのであります。

さらに、案納さんから、先般の参議院予算委員会でお話でありますが、あれはまあそういう理解ではない方がいいと思います。私は、この予算委員会、賃上げをしないと景気がよくならないんじゃないかと思うがどうかと言つて、理論的な私でありますから理論を申し上げたんです。つまり、いま経済不況と言つけれども、その不況の実態、中心は何だと言いますれば、企業が採算がとれないという状態なんです。そういうとき、ここので大幅な賃上げが行われるというふうなことがなつたら、また倒産、破産、企業は一つ一つ深刻な状態になる、そういうことを指摘して、賃上げをすることが景気回復につながる、そのように私は考えませんというのを明快に申し上げたわけでありまして、私はいつも言っているわけでありまして、具体的な賃金決定、これは労使双方の話し合いで決定するべきである、私は賃金決定に介入しない、こういうふうには申し上げておきますけれども、その考え方はいささかの変わりもございません。

それから、ロッキードの灰色高官の政治的道義的責任を究明する、この問題をどういうふうに進めていくかという御質問でございますが、これは前から申し上げておられますように、これはまあ裁判というわけにはならぬ、やっぱり国会の調査権によつてこの問題を解決するほかはない、そのように考えておるのであります。政府といたしましては、その調査権の発動に對しましてはできる限りの御協力をするという考え方でございまして、特にいま証人喚問に對してどういうふうにかゝるかというお話でございますが、これはいま国会各党が御相談中である、その相談の結果を踏ま

えて政府といたしましては対処したいと、このように考えております。

また、日中平和友好条約の早期締結への御意見を交えての質問でございますが、私はもうしよつちゅう言っているんです。日中平和友好条約、これは双方が満足し得る状態において速やかに締結しなければならぬと、このようなことでございまして、案納さんは、もう条約の中身について両方何の障害もないと、こうおっしゃいますけれども、わが方においても、この条約については、これは満足し得る状態でない限り締結するわけにいきません。わが国もわが国の利益があるんですから、その利益を踏まえて締結しなければならぬ問題である。ただ、ずっと見ておきますと、また私

がこの問題にタッチしておりますと、条約交渉が何回か中断されて今日に至つておるわけでございます。その時期は熟したと、こういうふうには存じまして、さような認識に立ちまして、ただいま自由民主党の意見調整をいたしております。なお、近く野党の皆さんとの間にも意見調整をしてみたい、このように考えておるわけでありまして、わが国の基本的な考え方は、国民の理解を得まして、わが国の利益を守りながら、国益を守りながら、なるべく速やかにこれを締結すると、これが私の不動の方針であるということを明快に申し上げます。(拍手)

〔国務大臣村山達雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(村山達雄君) 財政の健全化のため、一般的負担の増加を図る前に、いわゆる不公平税制、特に医師優遇税制の改正をすべきではないか、こういうお話をいたします。私も一般論としてはもう全く賛成でございます。特に医師優遇税制につきましては、わが党が、現行の制度は五十三年度限りにして、それで、それに関連するいろいろな施策をあわせ講ずるということを党議でもって決定しております。したがって、政府も自由民主党と相呼応いたしまして、同時並行的に

検討し、この問題に決着をつける決意でございます。それから次に、五十三年度の補正予算を早期に組んだらどうか、こういうお話をいたしますが、この間四日の日に本予算が通つたばかりでございます。私たちは、しばしば申し上げておりますように、今度の予算を着実に実行することによりまして内外の均衡達成ができると思つておるわけでございますので、これからは予算編成に力を入れた以上この執行に全力を挙げまして、そして国民の期待におこたえ申し上げたい、したがって、ただいま補正予算というものを考えておきます。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(河本敏夫君) 私に對する御質問は二つございまして、その第一は中小企業に對する円高対策でございます。ことしの二月十四日から中小企業に對する緊急の円高対策を実施をいたしております。ただし、最近の急激な円高という新しい事態が発生をいたしましたので、三月中旬に、輸出を中心とする中小企業の産地産業七十九地区について再調査をいたしました。さらにまた、ごく最近二百二十円という水準に達しましたので、中小企業庁の三部長を長といたします三チームを編成いたしました。やはり全国の緊急調査をいたしました。相当なやはり影響が出ております。そこで、この際何らかの中小企業に對する円高緊急対策を強化するというのが必要だと判断をされます。どういふような対策をとるか、いま具体的に種々の案を考えまして政府内部で調整中でございます。近くその対策を決定する予定でございます。

第二は、円高に伴う差益が、電力あるいはガス、こういう公共事業で発生をしておるが、これを消費者に還元するために料金を引き下げよと、こういうお話をいたしますが、現在の料金体系はどうなつておるかといふと、五十一年度の初めに五十一年度と五十一年度二カ年にわたる料金

を消費者に還元するために料金を引き下げよと、こういうお話をいたしますが、現在の料金体系はどうなつておるかといふと、五十一年度の初めに五十一年度と五十一年度二カ年にわたる料金

を消費者に還元するために料金を引き下げよと、こういうお話をいたしますが、現在の料金体系はどうなつておるかといふと、五十一年度の初めに五十一年度と五十一年度二カ年にわたる料金

を消費者に還元するために料金を引き下げよと、こういうお話をいたしますが、現在の料金体系はどうなつておるかといふと、五十一年度の初めに五十一年度と五十一年度二カ年にわたる料金

を消費者に還元するために料金を引き下げよと、こういうお話をいたしますが、現在の料金体系はどうなつておるかといふと、五十一年度の初めに五十一年度と五十一年度二カ年にわたる料金

の原価計算をいたしまして、一昨年、現行水準の料金を決定したわけでございます。そして、五十三年度以降は、さらに原価計算をいたしまして、値上がりの要素、コストは一体どうなっているのか、値上がりの要素はないか、あるいはまた値下がりの要素はないかというのをすべて原価計算をして、五十三年度以降の新しい体系、料金体系を決定する年になっておりますけれども、御指摘のように、円高の差益が相当ございまして、そこで、コストアップの要因ももちろんありますけれども、この際は五十三年度の値上げというように、これは一切認めないで、当分の間現行料金を据え置く方針でいま指導してるところでございます。とりあえず、少なくとも一年間、できれば二年間を現行料金を据え置きたいと、こういうことで、いま業界と話し合いをしておるところでございます。その方向で指導してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣藤井勝彦君登壇、拍手〕

○国務大臣(藤井勝彦君) 私に対する質問は、一つは厳しい現在の雇用情勢に対する雇用対策と、すでに始まっております春闘に対する労働大臣の考え方、二つについてお答えをいたします。

御指摘のごとく、現在大変厳しい情勢が雇用の面においても続いております。そして、これに對しては、やはり何といたしても公共事業を主軸にいたしまして積極的な財政運営によって一刻も早く景気の回復を図る、そして、雇用の安定に前進をするという、これが基本でございますが、去る三月二十五日、経済対策閣僚会議と同時に雇用問題閣僚懇談会を開きまして、そこでもいろいろ話し合いました中に、やはり需要の拡大、仕事量を増やすだけひとつやしていくという、特に造船地帯あたりがいわゆる失業多発地帯でございますから、たとえば官公庁船の早期発注、造船関係の技術者が生かせるような道をひとつ拡大をしてもいいと、具体的にその方向に向かって前進をいたしております。同時に、私は、この雇用機会を

拡大するいろんな面について現在検討をいたしておるわけでございまして、そういう点において、これからひとつ前進をしたい。特に、産業構造が質的に変化してあるときでありますから、そういう方向に向かっては、雇用対策はやはり職業訓練との結びつきにおいて解決をするという、こういうこともあわせ考慮しなきゃならぬというふうに思っています。また、五十三年度から新しく制度として発足を見るのが、中高年齢者を雇い入れる事業主に対しては別途助成をしていくという制度であります。これは中小企業者の場合には賃金の三分の二を助成をする、こういったことで、民間の活力を生かして大いに雇用の拡大を図っていくという考えであります。また、いよいよ予算が通過いたしましたから、拡大をする公共事業に對して、特に失業の多発地帯にはこれが配分をふやしてもらう、こういったことを踏まえまして、そして失業者吸収率制度を地区の指定によってこれを結びつけていく、このようなことで対応したいというふうに考えておるわけでございます。

それから、春闘に対する姿勢でございますけれども、御案内のごとき厳しい経済環境でございますから、この環境の認識を労使がともに持つてもらいまして、そしてやはり雇用の安定と実質生活の確保という、こういった調和点を見つけてもらって、合理的な解決の結論を労使が自主的に判断をしていただきたい。政府といたしましては、物価の安定、景気の回復というものを積極的に推進をする環境整備に努めるということでございまして、あくまでも、いわゆる賃金交渉、団体交渉による賃金交渉は労使の自主的な交渉にまかすべきものであって、政府はこれに介入すべきではない、また介入してはならない、このように考えておるわけでございます。(拍手)

〔国務大臣小沢辰男君登壇、拍手〕

○国務大臣(小沢辰男君) まず、医療保険の改正についてお答えいたします。今回の改正は、連帯の精神で裏づけられました

相扶共済をたてまえる健康保険制度の原点に返りまして、まず第一に給付の平等、それから負担の公平、それから物と技術の分離、家計負担の軽減、医療費審査の改善の五つの原則を柱にいたしておるものでございます。

私は、まず御承知いただきたいのは、患者の家計負担に及ぼす影響を考慮しまして、御承知のとおり、従来は三万九千円を超えたものは社会保険で見ますけれども、三万九千円以内は、一応、高額医療の場合でも全部負担をしなければならぬ制度でございます。今度はそれを約半分の、家計世帯単位に考えまして、二万円ということに打ち切るものでございまして、したがって家計負担は二万円以上になりますと全部保険で見る、こういうことになりましたので、この点では家計に与える不安というものは本当に軽くなると思うのでございまして、この点はぜひ御理解をいただきたいと思うわけでございます。

また、ボーナスから取るから負担が多くなるじゃないかと。その面から言うとそうでございますが、毎月の標準報酬、すなわち月給から保険料を取りますのは、料率を今度大分下げますので、毎月の負担はずうと減るわけでございます。しかし、ボーナス時はボーナスから負担を取られるわけでございまして、その面はあるいは負担増ということをおっしゃるかもしれませんが、私も、私もが負担の公平の見地から考えますと、ボーナスというのは高い俸給の人ほど高いわけでございまして、こういう点をひとつよく御勘案をくださいますと、負担の公平、すなわち所得の再配分機能というものが、やはりある程度納得していただかなければいかぬと思うわけでございます。なお、保険外の負担につきましては、私は、新しい考え方を何とか見つけまして、差額ベッドなり、あるいは付き添いの保険外負担について過重な負担を何とか軽減したいと、いま一生懸命に検討中でございます。今後ともこの解消に向かっては一層努力をいたします。

国務大臣の報告に関する件(昭和五十年年度決算及び昭和五十一年度決算の概要について)

昭和五十三年四月十日 参議院会議録第十四号

國務大臣の報告に関する件(昭和五十一年度決算及び昭和五十一年度決算の概要について)

三九二

を初め閣僚大臣に質問をいたします。

まず初めに、昭和五十一年度及び五十一年度における政府の財政金融政策について伺いたい。

政府は、昭和四十八年末のオイルショック後、わが国を襲った狂乱物価を鎮静しようと、公明党の批判をよそに、徹底的な財政金融の引き締めを行ったのであります。ところが、政府は、わが国の経済構造を低成長時代に対応したものに転換することなく、総需要抑制を推し進めた結果、いわゆるオーバーキルを招いてしまったのであります。そのため、わが国経済はかつてない長期不況に落ち込み、五年後の今日においてもまだ回復の兆しすら見せず、この二月にはついに完全失業者数は百三十六万人となり、昭和五十二年十二月における企業倒産件数は千六百六十二件を記録するなど、不況はいよいよ深刻の度を増しております。政府の失政は明らかであります。昭和五十一年度及び五十一年度の財政金融政策についていかなる反省をしておられるのか、まず総理並びに大蔵大臣にお伺いしたい。

以下、具体的な問題についてお尋ねしてまいります。

第一には、赤字財政下における効果のない、むだな投資についてであります。

この不況により、昭和五十一年度以降、法人税、所得税を中心に税収が大幅に落ち込み、特に五十一年度半ばにおいては、当初予算では四兆円もの歳入欠陥を生ずることが明らかになり、五十一年十月、政府は戦後初めての減額の補正予算を提出したのであります。

それでもとうてい財源の手当てがつかず、ついに二兆二千九百億円のいわゆる赤字公債を発行せざるを得なくなりましたのであります。

その後、五十一年度、五十一年度と赤字公債を発行するところとなり、五十一年度予算においては公債の依存率は実に三〇%の割合を超えるに至ったのであります。

しかも、財政当局には、赤字公債の発行当初から

ら確固たる償還計画もなく、その無責任きわまりなき姿勢は厳しく糾弾されてきたところであります。

特に、本年二月、大蔵省が発表した財政収支試算は、まことにずさんで、経済理論を無視したものであると、しかも、一方的な将来の増税を含みとするなど、典型的な国民無視の姿勢があらわれたものであり、ついに政府は再提出を約束したことは記憶に新しいところであります。

さて、このような償還計画もさることながら、厳しい借金財政下にもかかわらず、政府の投資にその効果が十分あらわれない面が見受けられ、まことに遺憾と言わなければなりません。

その最も端的な例として、国鉄について伺いたい。

昭和五十一年度、国鉄は特急、急行などの料金を値上げし、続いて五十一年度においては、繰越欠損金のうち二兆五千四百億円を特定債権整理特別勘定に移すとともに、十一月には運賃の大幅改定を実施、国民にその負担を押しつけたのであります。

また、政府も、一般会計から二千六百七十九億円の三兆五千九百九十億円の投入しましたが、それはまるで水のごとくであり、国鉄の赤字は、いよいよ増大するばかりであり、政府はついに運賃の法定制緩和を強行したのであります。思うに、交通政策上の諸条件を整えようと、政府による根本的な助成策を推進しない限り、政府の巨額の投資や国民の多大な負担も十分に生きてこないことは余りにも明白であります。総理、大蔵並びに運輸大臣の御所見を承りたい。

第二には、後を断たないいわゆる税金のむだ遣いについてであります。

先ほども申し上げましたような借金財政下でありながら、相も変わらず税金等のむだ遣いが断えません。五十一年度決算検査報告によれば、不当事項は実に八十二件で、その総額は十八億七千万円、五十一年度決算検査報告によれば、七十四

件で、その総額は何と四十三億二千万円となっており、昭和四十二年から五十一年度までの十年間における不当事項件数は千五百件を超え、その総額は八百八十億という莫大な金額に達しているものであります。

会計検査院の実地検査率が七〇%から八・三%にすぎないことから、五十一年度において二百億円の五十一年度においては二百八十億以上、この十年間ではおよそ二千億円の国費のむだ遣いがあるのではないかと推定されるのであります。このむだ遣いをどう改善するつもりか、総理並びに大蔵大臣の御所見を承りたい。

第三には、税金の徴収不足及び滞納と脱税などについてであります。

不公正税制の是正問題については、かねてより厳しく指摘しているところでありますが、その運用においてもまた適切、公平が実現されなければならぬことは多言を要しません。

同じく五十一年度の決算検査報告によれば、所得税、法人税等の直接税関係において、徴収不足は十億四千万円、税金の取り過ぎは一億一千三百万円あり、五十一年度においては、徴収不足は十三億一千六百万円、取り過ぎが一億二千百万円となっており、この点から、一部の税務署に対する検査で判明したものであり、まさに氷山の一角にすぎないのであります。しかも、国税当局の発表によれば、滞納額は、五十一年度末三千二百九十六億円、五十一年度末には三千六百八十億円となり、脱税については、五十一年度においては、製造業三十件、不動産建設業二十三件、娯楽業、特殊浴場業十四件、医療業十三件、その他六十七件、百四十億九千五百万円、五十一年度においては、製造業三十七件、卸売業二十四件、医療業十六件、建設業十四件、不動産業並びに特殊浴場業がともに十件、その他四十六件、百七十億二千九百万円となり、その傾向は一向に改まる気配がありません。このように常態となっている税金の徴収不足と滞納、並びに特定業者が脱税をし

ている事態に対する国民の批判をどのように受けとめているのか、総理並びに大蔵大臣の御所見を承りたい。

第四には、今回の行政監視委員会の答申についてであります。

この答申によれば、地方公共団体から補助金執行事務の各段階について一万余件に及ぶ苦情や改善要求を集めた結果、補助金申請から交付決定までの期間や、事業計画の軽微な変更の範囲が省庁によってまちまちであることなど、数々の不合理が浮かんできたということであり、また答申では、提出書類の簡素化、合理化、ヒヤリングの際の都道府県関係者の立ち会いの廃止などとともに、補助金事務に関する行政機関の不断の運営努力をも求めています。政府は、この答申の実施についていかなる決意でおられるのか、またあわせて、補助金における不当事項一件当たりの総額が近年とみに多額化しつつある傾向をどのように改善するつもりか、総理及び大蔵大臣並びに行政管理局長官の御所見を伺いたい。

最後に、地方財政問題についてであります。

景気浮揚をねらって打ち出されている政府の公共事業拡大政策は、その施行面で約六〇から七〇%を分担すると言われている地方自治体の財政にも大きな負担がかかることとなります。政府が先ごろ国会に提出した「地方財政の状況」によれば、財源不足対策として地方債の発行を五十一年度比で五十三年度は三二・九%増の四兆百億円と見込んでおりますが、政府の施策によつて、ますます借金が増大するおそれのある地方自治体の財政状況に対し、総理並びに自治大臣はどのように対処しようとするのかお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳夫) お答えを申し上げます。

まず第一に、五十一年度、五十一年度、その時期における政府の行った経済政策は、これは日本の

を初め閣僚大臣に質問をいたします。

経済全体をオーバーキルという状態に追い込んで、それが今日のような困難を醸し出しておるんじゃないか、それについての意見を求められましたが、そういう意見をなす人が一部にありません。ありますが、私は、五十年、五十一年のあの時点において日本政府がとったあの総需要抑制政策、これはすばらしい政策だったというふうに思うのです。あれでとにかくあの狂乱と言われた物価状態、これが本当に鎮静化したとしておられるわけでありまして。しかし、世界は大変混乱してはいます。その中で、わが国もそう思うような状態ではございませんけれども、それに対して、とにかく公債の発行もその依存度が三七％というような状態の大量の公債発行ができる。また、戦後初めて三・五％公定歩合、これが実現される。こういうように、とにかく困難な状態に對してこれを乗り切るための手が打てる。その手が打てるという状態になって、一体どういふことかというところ、私はやはり、五十年、五十一年ころのとられた政策、それが響いてきておる、そして物価問題につきましても心配がない状態になってきた、それを踏まえて初めて私はそのような積極的な諸施策ができるんだと、こういうふうに考えておりますので、田代さんのお考えはお考えをいたしまして、私の考えはそうであるということをお申し上げさせていただきます。

なお、田代さんは、会計検査院の指摘するむだ遣い、これをどういふふうに変更するかというお尋ねでございますが、予算の執行に当たりまして、その衝に当たる関係職員が法令及び予算の定めるところに従い適正かつ効率的に對処するように十分留意しなければならぬことは当然であります。しかしながら、それにもかかわらず、検査院から毎年度相当件数、また相当金額の指摘を受けておることは、まことに遺憾であります。しかし、政府におきましては、これに對して、職員の資質の向上、綱紀の厳正な維持を図る、そして経理の適正化に万全を期すと、こういう構え

で、むだ遣い排除、これを強く推し進めていきたいのであります。

それから、会計検査院の検査結果に對しては、もちろんこれを重要視する、そういう態度でございますが、まあそういう態度の上に立ちまして、検査院との連絡会議の開催、指摘事項等についての詳細検討など、毎年度の予算編成、執行の改善を図っておるところでございます。

支出に關する指摘事項のうち、補助金等につきましては、毎年度補助金等適正化連絡会議を通じて、その適正な執行を要請するとともに、予算編成に当たりまして、検査院との連絡会議等を通じて、合理化、改善に努力をいたしておるところでございます。

なお、行政監理委員会が補助金事務手続の簡素合理化方策について答申を行つておるが、これに對しては政府はどういふふうに対処をするかというお尋ねでございますけれども、行政監理委員会からの答申が提出されておることは私も承知しておりますが、補助金事務手続は、国・地方を通じ簡素合理化が強く要請されておる分野でございます。昨年末の行政改革に關する閣議決定におきまして、その全面的な見直しを行うことを決めておる次第でございます。政府といたしましては、答申の趣旨を尊重し、補助金事務手続の改善を推進いたしてまいりたいと、かように考えております。(拍手)

(國務大臣村山達雄君登壇、拍手)

○國務大臣(村山達雄君) 総理から大体お答えいたしましたが、残された問題につきお答え申し上げます。

まず、税の徴収不足がずいぶん出ているじゃないか——確かに、五十年十億、それから五十一年十三億と、巨額のものが出ておつて、本當に申しわけないと思つておるわけでございます。私たちは、いま申告納税制度でございますので、一方におきまして、納税者に対していはば啓蒙宣伝を一生懸命いたしております。もう一つは、内部事務

といたしまして、各種の資料を取りまして、それを全面的に配付をいたしております。また、内部的にいろいろな考課を中心としていたしまして内部検討をいたしているところでございます。そして、問題が起きたときの調査のやり方でございますが、普通の方に対しては大体重点的に高所得者の方に力を入れております。そのうちに、ちょっとおかしいなど、こう思われるものにつぎましては特別調査班を実施しているところでございます。さらに、悪質と認められる場合には査察立件をいたしております。五十年分の所得で見ますと、これらによりまして、調査によりまして所得で約一兆円ぐらゐ増差所得が出ていますのでございます。しかし、何と申ししても、この税の徴収不足があったという点は心しなければならぬところでございます。今後ともさらに研さんを重ねてまいりたいと存じます。

それから、補助金一件当たりの批難金額が大きくなつておるといふ御指摘でございます。確かに批難件数は少なくなつておりますが、一件当たりの批難金額がだんだん多くなりつつあるわけでございます。補助金は整理しておるのでございますけれども、やはり全体としての社会保障あるいは農業、文教、その他ふえておりますので、どうしても一件当たりが大きくなりがちでございます。恐縮に存じております。これにつきまして、私たちは補助金等適正化連絡会議がございまして、会計検査院から指摘のありましたところを十分消化いたしまして、そして予算の編成、執行の参考をいたしているところでございます。また、会計検査院から批難を受けましたときには、会計検査院との連絡会議を開きまして、そして再びそのことがないようにいろいろ配慮しているところでございます。しかし、残念なことでございますので、この上にも、このようなことがないように鋭意努力してまいるつもりでございます。(拍手)

(國務大臣福永健司君登壇、拍手)

○國務大臣(福永健司君) 国鉄再建につきましては、昨年末に閣議了解された「日本国有鉄道の再建の基本方針」に沿つて各種施策を積極的に推進していくことといたしております。この場合、運賃改定や助成については、直接国民の負担につながるものであり、これらについて国民の理解を得るためには、まず国鉄自身が徹底した経営改善努力を行う必要があることは論をまたないところであります。同時に、政府としても、総合交通政策の推進等、所要の行政上の措置を講じ、御指摘のごとく抜本的諸施策を推進してまいりたいと存じます。(拍手)

(國務大臣荒松清十郎君登壇、拍手)

○國務大臣(荒松清十郎君) 補助金手続の簡素化を図れ、これについてどう考えておるか、こういう御質問でございます。

去る四月七日、行政監理委員会から、補助金事務手続の簡素合理化の方策について答申がございました。補助金事務手続は、従来から国及び地方を通じて簡素合理化を図れと強い要請があることは御質問のとおりでございます。そういう観点からいたしまして、昨年の十二月二十三日の行政改革に關する閣議決定によりまして、補助金の申請、交付、精算等の手続の見直しを定めたところであります。したがって、行政監理委員会の答申のとおり、すべての点をひとつ総点検いたしまして、簡素合理化を速やかに図りたいと考えておる次第でございます。(拍手)

(國務大臣加藤武徳君登壇、拍手)

○國務大臣(加藤武徳君) 御指摘がございましたように、こゝろ、三年、地方財政の好ましさから状況が続きますと、起債の発行額も相當の額に相なつており、ことに五十三年度におきましては四兆円を超える、かようなことでございますが、しかし、御承知の当面します大きな課題は、早期に景気を回復して雇用の安定確保を図つていかなければならぬ、そのためには、地方といたしましては公共事業の積極的な拡大を図つていくべきだと、かような考え方に立つておるのでござい

昭和五十三年四月十日 参議院會議録第十四号

國務大臣の報告に関する件(昭和五十年年度決算及び昭和五十一年度決算の概要について)

三九四

す。しかし、この姿が好ましくないことはたゞいま御指摘のとおりでございますが、あくまで臨時的な、応急的な措置でございますが、恒久対策といたしましては、一般財源を確保いたしますためのやはり行財政の基本的な改正を早期にやつていかなければならぬと、かように考えておるところでございます。

なお、償還額の元利償還につきましては、毎年の地方財政計画に算定をいたしまして、地方財政の運営に支障がないように努めてまいりたいと、かように考えておるところであります。(拍手)

○議長(安井謙吉) 安武洋子君。

(安武洋子君登壇、拍手)

○安武洋子君 私は、日本共産党を代表して、昭和五十年年度、五十一年度決算について、総理並びに閣僚大臣に質問をいたします。

これら両年度の予算は、昭和四十八、九年の物価暴落と戦後最大の不況のもとで編成されたものであります。三木内閣は、歴代自民党政府の高度成長政策がもたらした当時の日本経済と国民生活の危機を前にして、「静かで控え目な成長」とか「弱者救済」とかを唱えたものでした。しかし、両年度の予算は、結局日本列島改造型の大型公共事業を復活させ、一方では、福祉の切り詰め、酒、たばこ、国鉄運賃など、公共料金と国民の税負担を大幅に引き上げる在来型の予算にかなり寄せんでした。総理、あなたは当時の副総理として、予算の執行の結果がもたらした今日の経済情勢についての責任を明らかにしなければなりません。このような予算によって国民の所得が大幅に圧縮されたために、不況は長引き、全治三年どころか、いままもなお中小企業の倒産や失業はふえる一方ではありませんか。その上、国民の低賃金、低福祉の上に立つた大企業の集中豪雨の輸出などによって円相場は急騰し、病状は悪化の一途をたどっております。古きをたずねて新しきを知ると言いますが、福田総理、あなたは、両年度の予算

執行の結果がもたらした深刻な事態から、一体何を学ばれたのでしょうか。まず最初にお伺いいたします。

わが党は、当時、従来の高度成長型の税・財政・金融の仕組みを改め、物価の安定、福祉の充実と大幅減税などによって国民の所得をふやすこと、また、公共投資の流れを産業基盤優先から生活基盤優先に切りかえることを主張しました。これこそ、インフレと不況を同時に解決し、国民生活の安定と経済の危機の打開を統一的に進める道だからであります。今日の事態は、わが党の主張が正しかったことを事実によって明白に示しております。総理がわが国の経済と国民生活にいささかでも責任を持つとされるなら、わが党の政策を勘案して、これまでの税・財政・金融の仕組みを根本的に転換すべきであると考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

特に、両年度の予算は、国民の一致して要求した租税特別措置の改廃など、不公正税制の是正を見せかけだけにとどめ、かえって財政法第四條が禁止している赤字公債の発行に再び踏み切り、公債依存度を三〇％すれすれのところまで引き上げるといふ放漫財政の口火を切りました。当時、わが党は、このような財政運営は一層重大な財政破綻をもたらし、この主張が正しかったことは、今年度実質三七・八％にも及ぶ公債依存度がはつきりと示しております。総理、あなたは昭和四十年年度戦後初めて赤字公債の発行に踏み切り、さらには五十年年度以降公債の大増発を強行して、今日の深刻な財政危機をその手で生み出した方ではありませんか。その責任は重大と言わなければなりません。総理、どのように反省されておられるのでしょうか。

また、総理は、この財政破綻を一般消費税など大衆負担の大増税と福祉の一層の切り詰めによって解決しようとしておられますが、このような道ではなく、租税特別措置など不公正税制の根本

的な是正と、軍事費など不要不急の経費の徹底的な切り詰めこそ実行すべきではないでしょうか。総理の答弁を求めます。

次に、五十年、五十一年度の予算の執行についてお伺いします。

両年度予算の執行の内容を見れば、たとえば住宅関連予算は、もとより少ない建設戸数と予算のうち、五十年度は八百二十八億円、総額の一八％、また五十一年度は八百二十億円、二一％というように多額を使い残しております。この結果、この二年で公営・公団住宅が四万五千二百戸も当初の建設数を下回っているというありさまであります。生活に役立つ予算の執行がこのような状態にされたことを許すことはできません。この原因はどこにあったのでしょうか。また、どのように改善されるのでしょうか。大蔵大臣の答弁を求めます。

一方、防衛費関係予算では、自衛隊の戦闘機や潜水艦などの購入のためには、当該年度予算をほぼ完全に使い切った上に、数年先までの財政支出を一括して契約する国の債務負担行為まで行っており、その金額は、五十年度三千二百億円、五十年度三千六百億円にも上っております。このような不要不急の経費にまで将来の財源を先取りする予算執行のあり方を厳に戒めるべきだと考えています。総理、いかがお考えでございますでしょうか。

次に、会計検査院の決算検査報告、これによると、不当事項は依然として後を絶たないばかりか、その金額は年々増加しており、昭和五十一年度は四十三億円と、前年の二・四倍にもなっております。しかも、この検査は、全検査対象のうちわずかに八強の箇所を実施されたものにすぎず、文字どおり氷山の一角と言わなければなりません。政府は、予算執行の厳正を期すためにも、また、いわゆる接待問題など不正常な事態をなくすためにも、会計検査院の大幅な定員増を初め、その機能と体制を強化し、検査内容の充実と検査対

象の拡大を図るべきだと考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

特に強調しなければならぬことは、昭和五十年六月、決算委員会の決議に基づき、本院において田中金脈の問題解明への努力と、信濃川河川敷をめぐる疑惑に対する妥当な行政措置を求める内閣への警告決議が行われたことであります。

ところが今日、建設省は独断専行で廃川敷処分を行い、半分に当たる三十五ヘクタール、時価百億円と言われる土地が、田中ファミリーの一員である室町産業の手に渡る結果を招こうとしております。総理、あなたは、このようなことが本院決議の言う「妥当な行政措置」であるとお考えでしょうか。

さらに、昭和五十一年の二月に発覚したロッキード事件についても、当時両院の決議が厳しく求めた真相解明どころか、疑惑はますますなお山積し、事件の公判を通じて拡大さえしております。総理、金権腐敗政治の掃蕩を真剣に考えておられるのなら、両院決議や五党合意の原点に立ち返り、灰色高官の政治責任を明らかにし、また、たとえば当時の運輸行政やPXL国産化白紙還元をめぐる政府の政治責任をこの際明確にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、大臣を含め、行政の綱紀を正し、国民に奉仕するためどのように対処されるのか、総理の明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

先ほどお答えしたわけでありましたが、五十年前後の経済政策、これについて責任をどういうふうに考えておるかということでございますが、あのころの私どものかじのとり方がどうもぐあい悪かったんじゃないかというふうな御意見でございますけれども、これは、今日ずっと私は振り返ってみましても、決して間違っておらず、このように考えておるわけであります。国内におきま

昭和五十三年四月十日 参議院會議録第十四号

国務大臣の報告に関する件(昭和五十年年度決算及び昭和五十一年度決算の概要について) 議事日程追加の件 新東京国際空港問題に関する決議案

すとそれがはつきりしませんでした。海外では、日本のあの当時のことを絶賛をしておるわけであり。よくそういうところの声もお聞き取り願いたい、このように考えておるわけであり。それから、それに関連いたしまして、経済のこのとり方について、共産党の考え方と、このようにばこれは間違ひはなかったはずだと、このように御主張でございますが、非常に共産党の考え方で特徴的なのは、もう大企業重視、そういう考えでございますが、この小さい島です、そこに一億一千万の人がうごめいておる、その世帯を安全に持つていくというように考えます。それは、やっぱり条件のすばらしい国のような、そういういき方は私はできないと思うのです。やはり国民の力を効率よく結集をして、そして海外競争、これに打ち勝つ、その中でわが国の国民生活、これを整えていかなければならぬ。そういうことを無視いたしまして、国内で幾ら幸せを求めましても、それは力に限りがあることであり。と、こういうふうに思いますが、共産党的な考え方、これでは今後といえどもやっていけない、このように考えております。

それから、赤字公債の発行。あの当時——昭和四十年ですね、あの当時の大蔵大臣は福田だったじゃないか、その責任をどうするかというふうなお話でございますが、確かに、私は昭和四十年に大蔵大臣として、赤字公債、この発行に踏み切ったわけでございますが、しかし、赤字公債は一度度でとどめ、後は建設公債というふうにしたわけであり。公債政策というものは、節度を正しくやってまいりますれば、これはもう非常に有効な国家経営、景気調整の手段でございます。その節度を外すということになると、これは大変なんです。いま非常に国の経済がむずかしいときだ、どうしても国家財政が経済の運営に責任を持たなければならぬ、持たなければならぬというのに、公債を発行しないで責任が持てますか。公債を発行するという、これによって日本の経済

をひとつ建て直していこうと、こういうことでございまして、公債発行ということに、もし日本国民がなれていないで、突如として大量の国債を発行するといふようなことになったら、これは私は大変な時代だと思つたのです。それが、幸い四十一年に公債を発行した。そして自來水と公債に国民がなれてきた。そういうようなことで、経済救済という、難関突破のために公債を多量に発行するということになりました。けれども、まあ国民にもそう不安を与えないということでは私は行きて得るのではあるまいか、そのように考えておるのであります。公債発行性悪説、これには私は反対でございます。ただし、私は、公債政策の運営につきましては最大の注意を払いまして、節度ある運営をしてまいりたいと、このように考えております。

それから、予算執行の適正化のために、会計検査院の定員の増加、会計検査体制の強化を図れというお話でございますが、それは全くそのような認識でございます。従来ともそのような考え方でやっておりますけれども、今後ともそのようにいたします。

それから、ロッキード事件当時の運輸行政、これをめぐる責任問題をどういうふうにかとていうお話でございますが、この問題についての運輸省としての考え方にきましては、すでにたびたび国会に運輸当局から説明をいたしておるわけであり。まあ私も説明をいたして、運輸省がこの問題について行政責任を問われるというふうなことはなかったというふうに確信をいたしております。

また、信濃川河川敷問題の処理についての御言及でございますが、これは建設大臣からお答えを申し上げるけれども、これはもう適正、厳正に処理いたしますから、そのように御理解をお願いいたします。

それから、ロッキード事件を踏まえて、大臣を含む行政の綱紀粛正にどういうふうに対処するかというところでございまして、これは、御指摘をまつまでもなく、非常に大事な問題であります。私は、組織、その初閣議におきまして、このことを閣僚諸公にお願いをし、また、関係省庁に對し、それ以来この問題には気を付けてまいり、ずうっとけでありますけれども、私は、公務従事者の綱紀粛正、これはわが福田内閣の重大使命である、このように考えまして、対処してまいるつもりでございます。(拍手)

○国務大臣(村山達雄君) 議員から御質問ありましたのは、住宅関係予算が使い切れなくて不用が残つておるにもかかわらず、防衛庁予算の方で完全消化で、しかも国庫債務負担行為までやっております、どういふわけかと、こういうことでございします。

住宅関係予算は、御案内のとおり、主として人口の急増地域で関連の足の関係とかその他が伴わないために、どうしても不消化になりがちになつております。この点は深く反省いたしまして、そういうところにはつくらないように、そしてつくるときには関連公共施設あるいは立てかえ施行の制度等、こういうものを伴うようにいま苦心をいたしておるわけでございまして、今度の五十三年度予算にもその点を十分盛り込ませていたたいところでございします。

防衛庁予算の方につきましては、国庫債務負担行為というものは、実は資金の効率化を図っているわけでございます。要らない金をすぐ出す必要はございません。こういう大型な注文でございますから、契約はやらしたいたが、金は要るときに出す。資金の効率化を図っているわけでございます。住宅とは直接関係ございません。

以上でございます。(拍手)

○国務大臣(櫻内義雄君) 信濃川の廃川処分は、御指摘のように、当院において五十年六月警告決議までなされた問題でありまして、建設省として、その後二年半にわたり、きわめて慎重な態度でこれに対処してまいつたものであります。昨年九月に至り、地元長岡市と室町市との間に覚書が締結され、廃川となる土地が長岡市民全体の利益のため適正に利用される見通しが得られるに至りました等の状況を踏まえ、建設省としては、昨年十一月一日、河川法の規定に従い廃川処分を行ったものであります。行政措置として妥当なものであったと考えております。(拍手)

○議長(安井謙君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(安井謙君) この際、お諮りいたします。木村睦男君外八名発議に係る新東京国際空港問題に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して、これを議題とするに御異議ございませんか。

○議長(安井謙君) 御異議ないと思ひます。よって、本決議案を議題といたします。まず、発議者の趣旨説明を求めます。木村睦男君。

新東京国際空港問題に関する決議案
右の議案を発議する。
昭和五十三年四月十日

発議者
木村 睦男
中西 一郎
久保 亘
原田 立
藤井 恒男
賛成者
安孫子 藤吉
浅野 拓
岩動 道行

中山 太郎
遠藤 要
大塚 喬
橋本 敦
青井 政美
伊江 朝雄
石破 二郎

新東京国際 三九五

石本 茂	糸山英太郎	土屋 義彦	寺下 岩藏	上田 哲	小野 明	白木義一郎	鈴木 一弘
稻嶺 一郎	岩上 二郎	戸塚 進也	徳永 正利	大木 正吾	大森 昭	田代富士男	多田 省吾
岩崎 純三	上原 正吉	内藤善三郎	中村 啓一	粕谷 照美	片岡 勝治	中尾 辰義	中野 明
植木 光教	江藤 智	中村 太郎	中村 禎二	片山 基市	勝又 武一	二宮 文造	馬場 富
衛藤征士郎	遠藤 政夫	永野 嚴雄	夏目 忠雄	川村 清一	栗原 俊夫	藤原 房雄	三木 忠雄
小澤 太郎	大石 武一	鍋島 直紹	成相 善十	小谷 守	小柳 勇	峯山 昭範	宮崎 正義
大島 友治	大谷藤之助	西村 尚治	野呂田芳成	小山 一平	佐藤 三吾	矢追 秀彦	矢原 秀男
岡田 広	長田 裕二	長谷川 信	秦野 章	坂倉 藤吾	志苦 裕	渡部 通子	市川 正一
梶木 又三	片山 正英	鳩山威一郎	林 寛子	瀬谷 英行	田中寿美子	上田耕一郎	小笠原貞子
金井 元彦	金丸 三郎	林 道	原文兵衛	高杉 勉忠	竹田 四郎	神谷信之助	河田 賢治
亀井 久興	亀長 友義	松垣徳太郎	福岡日出磨	対馬 孝且	寺田 熊雄	香脱タケ子	小巻 敏雄
河本嘉久藏	北 修二	福島 茂夫	藤井 裕久	戸叶 武	野口 忠夫	佐藤 昭夫	下田 京子
久次米健太郎	楠 正俊	藤井 丙午	藤田 正明	野田 哲	浜本 万三	立木 洋	内藤 功
熊谷 弘	源田 実	二木 謙吾	降矢 敬義	広田 幸一	福岡 知之	宮本 顯治	安武 洋子
小林 国司	古賀雷四郎	降矢 敬雄	細川 護熙	藤田 進	松前 達郎	山中 極子	渡辺 武
後藤 正夫	郡 祐一	堀内 俊夫	堀江 正夫	松本 英一	丸谷 金保	井上 計	柄谷 道一
佐々木 満	斎藤栄三郎	真鍋 賢二	前田 勲男	宮之原貞光	村沢 牧	木島 則夫	栗林 卓司
斎藤 十朗	坂野 重信	増岡 康治	増田 盛	村田 秀三	目黒今朝次郎	三治 重信	田淵 哲也
坂元 親男	山東 昭子	町村 金五	丸茂 重貞	森下 昭司	矢田部 理	中村 利次	向井 長年
志村 愛子	塩見 俊二	三善 信二	宮田 輝	安恒 良一	安永 英雄	柳澤 鍊造	和田 春生
鳴崎 均	下条進一郎	最上 進	望月 邦夫	山崎 昇	吉田忠三郎	喜屋武眞榮	山田 勇
新谷寅三郎	菅野 機作	森下 泰	八木 一郎	吉田 正雄	和田 静夫	有田 一寿	柿沢 弘治
鈴木 正一	鈴木 省吾	安田 隆明	山崎 竜男	阿部 憲一	相沢 武彦	野末 陳平	円山 雅也
世耕 政隆	園田 清充	山内 一郎	山本 富雄	和泉 照雄	内田 善利	森田 重郎	江田 五月
田代由紀男	田原 武雄	吉田 実	阿具根 登	太田 淳夫	柏原 ヤス	田 英夫	秦 豊
高橋 圭三	高橋 誉富	青木 薪次	赤桐 操	上林繁次郎	黒柳 明	河野 謙三	前島英三郎
高平 公友	竹内 潔	曾ヶ久保重光	秋山 長造	桑名 義治	小平 芳平	参議院議長 安井 謙殿	
玉置 和郎	塚田十一郎	穂山 篤	案納 勝	塩出 啓典	渋谷 邦彦		

参議院議長 安井 謙殿

河野 謙三 前島英三郎

新東京国際空港問題に関する決議

去る三月二十六日の成田新東京国際空港における過激派集団の空港諸施設に対する破壊行動は、明らかに法治国家への挑戦であり、平和と民主主義の名において許し得ざる暴挙である。

よつて、政府は毅然たる態度をもつて事態の收拾に当たり、再びかかる不祥事をひき起こさるよう暴力排除に断固たる処置をとるとともに、地元住民の理解と協力を得るよう一段の努力を傾注すべきである。

なお、政府は、新空港の平穩と安全を確保し、我が国内外の信用回復のため万全の諸施策を強力に推進すべきである。

右決議する。

〔木村睦男君登壇 拍手〕

○木村睦男君 ただいま議題となりました自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党の共同提案に係る新東京国際空港問題に関する決議案につきまして、発議者を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

新東京国際空港問題に関する決議案

去る三月二十六日の成田新東京国際空港における過激派集団の空港諸施設に対する破壊行動は、明らかに法治国家への挑戦であり、平和と民主主義の名において許し得ざる暴挙である。よつて、政府は毅然たる態度をもつて事態の

收拾に当たり、再びかかる不祥事をひき起こさるよう暴力排除に断固たる処置をとるとともに、地元住民の理解と協力を得るよう一段の努力を傾注すべきである。

なお、政府は、新空港の平穩と安全を確保し、我が国内外の信用回復のため万全の諸施策を強力に推進すべきである。

右決議する。

次に、決議案の趣旨について申し上げます。

御承知のように、去る三月二十六日、開港を間

近に控えた新東京国際空港において、過激派暴力集団が空港構内に乱入し、空港の中核施設である管理棟十六階の管制室を不法にも占拠し、あまたの機器類を損壊するという一大不祥事態を起し、その結果、新空港の開港を延期せざるを得ないという深刻な事態となりましたことは、まことに遺憾にたえません。

このことは、わが国に対する世界各国の信用を著しく傷つけ、また、空港における安全確保に対し国民の信頼を失わせ、ために国の内外に与えた影響はきわめて重大であり、法と秩序を無視したかかる暴挙は、いかなる理由があろうとも断じてこれを容認することはできないのであります。

本院では、すでに事件発生直後、三月二十九日の本会議において、政府から事件の経緯等について報告を聴取し、各党の代表が緊急質問を行い、それぞれの立場から政府の見解をただすとともに、各関係委員会においても、事件の背後関係、

今後の対策等について究明が行われているところであり、事重大性にかんがみ、政府に対し、この際、特に院の決議をもって、過激派暴力集団に対して厳しい態度で臨み、断固たる処置をとり、その根絶を図るとともに、地元住民の十分な理解と協力が得られるよう、さらに一段の努力を傾注し、新空港の安全確保に万全を期し、失われた国内外の信頼回復のため、必要な諸施策を強力に推進すべきことを強く要請するものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

第であります。(拍手)

○議長(安井謙君) これより本案の採決をいたします。

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

ただいまの決議に対し、運輸大臣から発言を求められました。福永運輸大臣。

〔国務大臣福永健司君登壇〕

○国務大臣(福永健司君) ただいまの新東京国際空港問題に関する決議に対し、政府の所信を申し述べます。

政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を体して、毅然たる態度をもって事態の收拾に当たるとともに、地元住民を初め、広く国民の理解と協力を得て、もつて新東京国際

空港の平穩と安全を確保し、わが国内外の信用回復のため万全の諸施策を強力に推進する所存であります。(拍手)

○議長(安井謙君) 日程第二 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長村田秀三君。

審査報告書

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年四月七日

災害対策特別委員長 村田 秀三

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、活動火山周辺地域における住民等の生命及び身体安全並びに住民の生活及び産業経営の安定を図るため、防災林業経営施設等の整備、降灰除去事業の実施等新たな防災施策を制度化するとともに、噴火による被害を災

昭和五十三年四月十日 参議院會議録第十四号

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

三九八

害対策上災害として明確化する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため必要な経費は、昭和五十三年度約十五億円の見込みである。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十三年三月三十日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律
(活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律の一部改正)

第一条 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律(昭和四十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

題名を「活動火山対策特別措置法」に改める。

第一条中「爆発」の下に「その他の火山現象」を加え、「認められる地域」を「認められる地域等」に、「及び防災官農施設等の整備を促進する等」を「防災官農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別」に、「農林漁業」を「住民の生活及び農林漁業、中小企業等」に改める。

第八条の見出しを「(防災官農施設整備計画

等)に改め、同条第四項中「防災官農施設整備計画」を「防災官農施設整備計画等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「防災官農施設整備計画」を「防災官農施設整備計画等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「防災官農施設整備計画」の下に「、防災官農施設整備計画又は防災官農施設整備計画等」という。を加え、「及び関係農林業団体の意見をきかなければならない」を「の意見を聴くとともに、それぞれ、関係農林業団体、関係林業団体又は関係漁業団体の意見を聴かなければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる林産物の被害が林業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該林産物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画(以下この条において「防災官農施設整備計画」という。)を作成するものとする。

3 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる養殖中の水産動植物又は水産物の被害が漁業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該養殖中の水産動

植物又は水産物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画(以下この条において「防災官農施設整備計画」という。)を作成するものとする。

第九条中「防災官農施設整備計画」を「防災官農施設整備計画等」に改める。

第十一条の見出しを「(火山現象の研究観測体制の整備)」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十九条とする。

2 国は、火山現象の予知に資する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

3 火山現象により住民等の生命及び身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域をその区域とする都道府県の都道府県防災会議又はその協議会は、火山対策に関する関係機関相互間の連絡を図るとともに、火山現象に関する調査研究を促進するように努めなければならない。

第十条の次に次の八条を加える。

(降灰除去事業)

第十一条 国は、火山の爆発に伴い、年間を通じて、政令で定める程度に達する多量の降灰があつた道路で政令で定めるもの又は政令で定める程度に達する多量の降灰があつた市町村の区域内の下水道、都市排水路若しくは公園で政令で定めるもの若しくは宅地に係る降灰(宅地に係る降灰にあつては、市町村長が

指定した場所に集積されたものに限る。)について、市町村が行う当該降灰の除去事業(国がその費用の一部を負担し、又は補助する災害復旧事業として行われるものを除く。)に要する費用については、政令で定めるところにより、その三分の二以内を補助することができる。

2 前項の規定の適用を受ける事業につき市町村が必要とする経費については、第七条第一項の規定を準用する。

(降灰防除地域の指定等)

第十二条 内閣総理大臣は、火山の爆発に伴う降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある地域で、当該支障を防止し、又は軽減するための施設等を整備する必要がある地域を降灰防除地域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、降灰防除地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 降灰防除地域の指定については、第二条第三項の規定を準用する。

(教育施設等に係る降灰防除のための施設の整備)

第十三条 国は、降灰防除地域内の学校、保育所その他の政令で定める教育施設又は社会福祉施設について、降灰による支障を防止し、又は

軽減するため必要な施設で政令で定めるものの整備を行う地方公共団体その他の者に對し、政令で定めるところにより、その費用の三分の二以内を補助することができる。

(医療施設に係る降灰防除のための資金の融通に関する措置)

第十四条 国及び地方公共団体は、降灰防除地域内の病院等の医療施設について降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な施設で政令で定めるものの整備を行う者(国及び地方公共団体を除く)に對し、これに必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者に対する降灰防除のための資金の融通に関する措置)

第十五条 国及び地方公共団体は、降灰防除地域内において降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な事業経営上の施設又は設備を整備しようとする中小企業者に對し、これらに必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(治山治水事業の推進)

第十六条 国及び地方公共団体は、避難施設緊急整備地域及びその周辺の地域において、火山の爆発に伴う降灰、土石流等による災害防止のため必要な治山事業及び治水事業の推進

に努めなければならない。

(火山の爆発に伴う河川の水質の汚濁の防止等)

第十七条 国及び地方公共団体は、火山の爆発に伴い河川の水質の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は農林漁業等に係る被害が生ずるおそれがある事態が生じたときは、速やかに当該河川の水質の汚濁を防止し、又は軽減するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(火山現象による自然環境の汚染が人の健康等に及ぼす影響の調査及び研究の推進等)

第十八条 国及び地方公共団体は、火山現象による自然環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の調査及び研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の規定による調査及び研究の成果に基づき、必要な保健指導を行うよう努めるものとする。

第十九条 次の次に次の三條を加える。

(警戒避難体制の整備)

第二十条 火山現象により住民等の生命及び身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域をその区域とする都道府県の都道府県防災会議又はその協議会及び当該地域をその区域とする市町村の市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長)又はその協議会は、地域

防災計画(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。)において、火山現象に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他当該火山現象による災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めなければならない。

(火山現象に関する情報の伝達等)

第二十一条 国は、火山現象に関する観測及び研究の成果に基づき、火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を関係都道府県知事に通報しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに對してとるべき措置について、関係のある指定地方行政機関(災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。)の長、指定地方公共機関(同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。)、市町村長その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

3 市町村長は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に對し、予想される災害の事態及びこれに對してとるべき措置について必要な通報又は警告をすることができる。

ときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に對し、予想される災害の事態及びこれに對してとるべき措置について必要な通報又は警告をすることができる。

(財政上の措置についての適切な配慮)

第二十二条 国は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく施策を実施するために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、財政上の措置について適切な配慮をするものとする。

(災害対策基本法の一部改正)

第二条 災害対策基本法の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「津波の下に」「噴火」を加える。

第四十一条第十一号を次のように改める。

十一 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第三条第一項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第八条第一項に規定する防災官農施設整備計画、同条第二項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第三項に規定する防災漁業経営施設整備計画

(気象業務法の一部改正)
第三条 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「及び地震を」「地震及び火山現象」に改め、同条第四号中「地震」の下に「及び火山現象」を加える。

昭和五十三年四月十日 参議院會議録第十四号

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

(国土庁設置法の一部改正)

第四条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二十二号ア中「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」を「活動火山対策特別措置法」に改める。

(森林国営保険法の一部改正)

第五条 森林国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「損害及」を「損害」に、「損害ヲ填補」を「損害及噴火ニ因ル災害ニ因リテ生ズルコトアルベキ損害ヲ填補」に改める。

第十五条第三号中、「地震又は噴火」を「又ハ地震」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の活動火山対策特別措置法の規定は、昭和五十三年度分の予算に係る国の補助金から適用する。

(森林国営保険法の一部改正に伴う経過措置)

3 この法律の施行の際現に存する保険契約については、その時において、政府とその保険契約者との間に、当該保険契約に係る保険の目的たる森林につき、当該保険契約において政府がてん補することを約した損害(森林火災国営保険法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四号)附則第五項の規定により約定の変更が行われたことによりてん補することとされた損害

を含む。)のほか、噴火による災害によつて生ずべき損害(以下「噴火災害による損害」という。)をも政府においててん補する旨の約定の変更が行われたものとする。

4 前項の場合には、当該保険契約については、政府の噴火災害による損害をてん補する責任は、同項に規定する時から始まるものとする。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和五十三年度約十五億円の見込みである。

〔村田秀三君登壇 拍手〕

○村田秀三君 ただいま議題となりました活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について、災害対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における火山の爆発、これに伴う多量の降灰その他の火山現象による被害の実情にかんがみ、火山の周辺の地域における住民等の生命及び身体の安全と住民生活及び農林漁業等の経営の安定を図るため、新たに、防災林業経営施設等の整備、降灰除去事業の実施、教育施設等に係る降灰防除のための施設の整備、中小企業者等に対する降灰防除のための資金の融通等を促進するほか、火山現象に関する調査研究の推進及び研究観測体制の整備、火山の周辺の地域における警戒

避難体制の整備、火山現象に関する情報の伝達機構の明確化等特別の措置を講じようとするもので、このため、法律の題名を活動火山対策特別措置法に改めるほか、目的につきましてもこれに適合するように改め、あわせて、噴火による被害を、災害対策上災害として明確化するとともに、噴火を森林国営保険の保険事故とする等、所要の規定の整備を行うものであります。

本委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長から提案理由の説明を聴取し、別に質疑、討論もなく、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十分散会

出席者は左のとおり。

議長 安井 謙君
副議長 加瀬 完君
議員 大田 淳夫君 馬場 富君

和泉 照雄君	矢原 秀男君
渡部 通子君	藤原 房雄君
桑名 義治君	相沢 武彦君
塩出 啓典君	柳澤 鍊造君
柄谷 道一君	三木 忠雄君
峯山 昭範君	上林繁次郎君
阿部 憲一君	和田 春生君
遠藤 政夫君	衛藤征士郎君
原田 立君	田代富士男君
黒柳 明君	栗林 卓司君
木島 則夫君	松垣徳太郎君
吉田 実君	鈴木 一弘君
渋谷 邦彦君	柏原 ヤス君
藤井 恒男君	中村 利次君
原 文兵衛君	二宮 文造君
白木義一郎君	小平 芳平君
多田 省吾君	中尾 辰義君
田淵 哲也君	向井 長年君
新谷寅三郎君	上原 正吉君
大石 武一君	下村 泰君
山田 勇君	江田 五月君
前島英三郎君	市川 房枝君
青島 幸男君	秦 豊君
田 英夫君	前田 勲男君
亀長 友義君	北 修二君
下条進一郎君	鈴木 正一君
岩崎 純三君	後藤 正夫君
戸塚 進也君	糸山英太郎君

中西 一郎君	坂元 親男君	佐藤 信二君	藤川 一秋君
安孫子藤吉君	小林 国司君	柿沢 弘治君	円山 雅也君
中山 太郎君	志村 愛子君	降矢 敬雄君	森田 重郎君
古賀雷四郎君	河本嘉久蔵君	野末 陳平君	林 寛子君
金井 元彦君	片山 正英君	福島 茂夫君	藤井 裕久君
土屋 義彦君	長田 裕二君	村沢 牧君	勝又 武一君
木村 睦男君	八木 一郎君	宮田 輝君	福岡日出磨君
源田 実君	郡 祐一君	鳩山威一郎君	広田 幸一君
小澤 太郎君	岩動 道行君	矢田部 理君	案納 勝君
園田 清充君	丸茂 重貞君	高橋 蒼富君	永野 嚴雄君
平井 卓志君	井上 吉夫君	片山 甚市君	目黒今朝次郎君
上條 勝久君	初村滝一郎君	赤桐 操君	小山 一平君
田代由紀男君	山本 富雄君	石本 茂君	鈴木 省吾君
真鍋 賢二君	増岡 康治君	安永 英雄君	村田 秀三君
高橋 圭三君	高平 公友君	大塚 喬君	熊谷太三郎君
竹内 潔君	成相 善十君	加藤 武徳君	山内 一郎君
野呂田芳成君	遠藤 要君	西ヶ久保重光君	山崎 昇君
亀井 久興君	坂野 重信君	浜本 万三君	瀬谷 英行君
堀内 俊夫君	最上 進君	坂倉 藤吾君	佐藤 三吾君
細川 護熙君	斎藤 十朗君	下田 京子君	大森 昭君
青井 政美君	大島 友治君	松前 達郎君	磯山 篤君
岡田 広君	斎藤栄三郎君	山中 郁子君	安武 洋子君
山東 昭子君	安田 隆明君	安恒 良一君	大木 正吾君
嶋崎 均君	山崎 竜男君	香脱タケ子君	小巻 敏雄君
増田 盛君	徳永 正利君	福岡 知之君	森下 昭司君
江藤 智君	大谷藤之助君	青木 新次君	野田 哲君
町村 金五君	西村 尚治君	対馬 孝且君	粕谷 照美君
藤田 正明君	玉置 和郎君	小笠原貞子君	寺田 熊雄君

佐藤 信二君	藤川 一秋君	片岡 勝治君	和田 静夫君
柿沢 弘治君	円山 雅也君	立木 洋君	橋本 敦君
降矢 敬雄君	森田 重郎君	久保 亘君	小野 明君
野末 陳平君	林 寛子君	田中寿美子君	野口 忠夫君
福島 茂夫君	藤井 裕久君	栗原 俊夫君	渡辺 武君
村沢 牧君	勝又 武一君	秋山 長造君	小谷 守君
宮田 輝君	福岡日出磨君	戸叶 武君	小柳 勇君
鳩山威一郎君	広田 幸一君	阿具根 登君	藤田 進君
矢田部 理君	案納 勝君	宮本 顕治君	上田耕一郎君
高橋 蒼富君	永野 嚴雄君	目黒今朝次郎君	
片山 甚市君	小山 一平君	大蔵 大臣	福田 赳夫君
赤桐 操君	鈴木 省吾君	厚生 大臣	村山 達雄君
石本 茂君	村田 秀三君	通商産業大臣	小沢 辰男君
安永 英雄君	熊谷太三郎君	運輸 大臣	河本 敏夫君
大塚 喬君	山内 一郎君	労働 大臣	福永 健司君
加藤 武徳君	山崎 昇君	建設 大臣	藤井 勝志君
西ヶ久保重光君	瀬谷 英行君	建設 大臣	櫻内 義雄君
浜本 万三君	佐藤 三吾君	自治 大臣	加藤 武徳君
坂倉 藤吾君	大森 昭君	国家公安委員 (国家公安委員 会委員長)	
下田 京子君	磯山 篤君	内閣大臣 (行政管理局長)	荒松清十郎君
松前 達郎君	安武 洋子君	内閣法制局第三 部長	前田 正道君
山中 郁子君	大木 正吾君		
安恒 良一君	小巻 敏雄君		
香脱タケ子君	森下 昭司君		
福岡 知之君	野田 哲君		
青木 新次君	粕谷 照美君		
対馬 孝且君	寺田 熊雄君		
小笠原貞子君			

片岡 勝治君	和田 静夫君	議長の報告事項
立木 洋君	橋本 敦君	去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞
久保 亘君	小野 明君	任を許可し、その補欠を指名した。
田中寿美子君	野口 忠夫君	内閣委員
栗原 俊夫君	渡辺 武君	辞任
秋山 長造君	小谷 守君	山中 郁子君
戸叶 武君	小柳 勇君	補欠
阿具根 登君	藤田 進君	上田耕一郎君
宮本 顕治君	上田耕一郎君	補欠
		山中 郁子君
		補欠
		建設委員
		辞任
		上田耕一郎君
		補欠
		予算委員
		辞任
		橋本 敦君
		補欠
		野末 陳平君
		補欠
		小笠原貞子君
		補欠
		柿沢 弘治君
		野末 陳平君
		補欠
		下田 京子君
		補欠
		橋本 敦君
		補欠
		同日委員会において選任した理事は次のとおりで
		ある。
		大蔵委員会
		理事 中村 利次君 (中村利次君の補欠)
		議院運営委員会
		理事 大塚 喬君 (大塚喬君の補欠)
		理事 久保 亘君 (久保亘君の補欠)
		理事 橋本 敦君 (橋本敦君の補欠)
		同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ

れた。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

中小企業省設置法案(鈴切康雄君外二名提出)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和五十三年度一般会計予算

昭和五十三年度特別会計予算

昭和五十三年度政府関係機関予算

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

沖繩県中城湾港開発に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩県における重症心身障害児者のための施設・設備の整備拡充等に関する質問に対する答弁書

同日本院は、公正取引委員会委員に早川晴雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十三年度一般会計予算

昭和五十三年度特別会計予算

昭和五十三年度特別会計予算

昭和五十三年度政府関係機関予算

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

上田耕一郎君

補欠

山中 郁子君

農林水産委員

辞任

坂倉 藤吾君

補欠

大木 正吾君

通信委員

辞任

大木 正吾君

補欠

坂倉 藤吾君

建設委員

辞任

山中 郁子君

補欠

上田耕一郎君

予算委員

辞任

山本 富雄君

補欠

玉置 和郎君

小笠原貞子君

上田耕一郎君

議院運営委員

辞任

阿部 憲一君

補欠

馬場 富君

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

公衆浴場法の一部を改正する法律案(粕谷照美君外九名発議)

社会労働委員会に付託
小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(森下昭司君発議)

記

異動前の官職名

氏名

経済企画庁長官官房会計課長 小林 進君

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

経済企画庁長官官房会計課長 及川 昭伍君

去る六日委員会において選任した理事は次のとおりである。

社会労働委員会

理事 玉置 和郎君(玉置和郎君の補欠)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

特定不況産業安定臨時措置法案

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

大規模地震対策特別措置法案

次の質問主意書を内閣に転送した。

沖繩県中城湾港開発に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

異動後の官職名

異動年月日

経済企画庁調査局審議官 昭五三・四・五

て議長は即日これを外務委員会に付託した。

国際協力事業団法の一部を改正する法律案

同日内閣総理大臣から議長宛、経済企画庁長官官房会計課長及川昭伍君(四月五日議長承認)を第八十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

大木 正吾君

補欠

坂倉 藤吾君

通信委員

辞任

坂倉 藤吾君

補欠

大木 正吾君

予算委員

辞任

補欠

渡辺

武君

香脱タケ子君

決算委員

辞任

補欠

香脱タケ子君

渡辺 武君

安武 洋子君

橋本 敦君

議院運営委員

辞任

補欠

橋本 敦君

安武 洋子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

太田 淳夫君

相沢 武彦君

小巻 敏雄君

渡辺 武君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事 野口 忠夫君 (野口忠夫君の補欠)

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国民年金法等の一部を改正する法律案

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う

石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案(第八十回国会提出、衆議院継続審査)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

労働基準法の一部を改正する法律案(村山富市君外九名提出)

雇用対策法の一部を改正する法律案(森井忠良君外九名提出)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(森下昭司君免議)

公衆浴場法の一部を改正する法律案(粕谷照美君外九名免議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から、参議院議員森下昭司君提出軽自動車運転免許証に関する質問については、実態調査をする必要があり、これに日時を必要とするため、五月四日までに答弁する旨の国会法第七十五

条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から安井議長宛、左記のとおり

記

異動前の官職名 氏 名

総理府総務副長官 秋山 進君

内閣総理大臣官房管理室長 藤井 良二君

総理府人事局長 秋富 公正君

総理府恩給局長 菅野 弘夫君

同日議長は福田内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

総理府総務副長官 秋富 公正君

内閣総理大臣官房管理室長 小野佐千夫君

総理府人事局長 菅野 弘夫君

総理府恩給局長 小巻 敏雄君

同日内閣総理大臣から議長宛、総理府総務副長官秋富公正君外三名(同日議長承認)を第八十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

香脱タケ子君

渡辺 武君

決算委員

辞任

補欠

渡辺 武君

橋本 敦君

安武 洋子君

異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

異動後の官職名 異動年月日

退職 昭五三・四・七

総理府恩給局次長 同

総理府総務副長官 同

総理府人事局長 同

議院運営委員

辞任

補欠

安武 洋子君 橋本 敦君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

渡辺 武君 小巻 敏雄君

公害対策及び環境保全特別委員

辞任

補欠

香脱タケ子君 渡辺 武君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方公共交通事業特別措置法案(細谷治嘉君外六名提出)

本日議員木村睦男君外八名から委員会審査省略要求書を附して次の議案が提出された。

新東京国際空港問題に関する決議案

昭和五十三年四月十日 参議院會議録第十四号 質問主意書及び答弁書

四〇四

沖縄県における重症心身障害児者のための施設・設備の整備拡充等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十三年三月二十八日

喜屋武眞榮

参議院議長 安井 謙殿

沖縄県における重症心身障害児者のための施設・設備の整備拡充等に関する質問主意書

先進諸国のなかでもわが国は、重症心身障害児者のための施設・設備の整備が遅れているが、なかでも四半世紀にわたつて米軍占領下にあつた沖縄県では本土に比べて特にその遅れが大きい。そこで以下の諸点について質問する。

一 国立療養所金武精神病院内に、重症心身障害児のためのベッドが八十床確保されていると聞いているが、看護婦等の要員不足のために利用率は半分以上のことである。この設備を十分に利用するためには、要員を早急に確保すべきものと考えるが、要員不足の原因と今後の要員確保の計画を示されたい。

二 結核療養患者を中心に、医療全般の業務をも行い、実質的に総合病院としての役割を果たすものと期待されていた国立療養所沖縄病院（沖縄県宜野湾市）の建設が遅れているがその遅れの原因は何か。また、医師・看護婦等の確保の

計画及び同病院の開院時期を示されたい。
また、地域の人々が待望している同病院の一般診療の実施はいつになるのか伺いたい。

三 沖縄県の重症心身障害児の父母の多くが県内の施設の不足のため、鹿児島県・福岡県等の遠隔地の施設にその障害児を預けているのが現状である。かような遠隔地にある施設に父母が面会に行くには多額の経済的負担を伴う。そこでせめて県内の施設が整備され、そこに子供達が入所できるようになるまでも、面会のための父母の交通費を援助するなど、何らかの援助措置は考えられないか。

四 沖縄県では県立療養園を昭和四十七年から発足させ八十人の児童を収容しているが、施設の整備はまだ不十分であり、昭和五十三年度に長年の要望であつた集団訓練指導棟が建設される予定になつてゐる。しかし、この建設に対しては国による補助制度がなく、約一億円の経費が全額県負担になるようである。長年米軍施政権下にあつた沖縄県の特長事情を考慮し、沖縄振興開発特別措置法を改正することによつて対象を拡大し補助のみをひらくべきであると考えらるかどうか。
右質問する。

昭和五十三年四月四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県における重症心身障害児者のための施設・設備の整備拡充等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県における重症心身障害児者のための施設・設備の整備拡充等に関する質問に対する答弁書

一について

国立療養所琉球精神病院の重症心身障害児病棟の利用率は、昭和五十三年二月でおおむね七パーセントである。

同病院の職員については、看護婦等はおおむね確保されているが、医師が充足されていない状況であり、今後その確保に努めたい。

二について

国立療養所沖縄病院（仮称）の整備については、当初三か年計画により昭和四十九年三月に着工したところ、石油危機による資材不足、建設費の高騰等があり、また、沖縄国際海洋博覧会開催中、救急診療所として使用し、建設工事が中断したこともあり、完成が遅れているものである。

開設時期としては、現在のところ本年十月を目途として準備を進めているところであり、医師、看護婦等については、現在の国立療養所金武保健院の職員を充てることを予定している。

なお、診療内容については、特殊の療養を要

する者に対して医療を行う国立療養所の役割を踏まえて今後とも検討してまいりたい。

三について

(1) 重症心身障害児施設については、全国的な整備計画に基づき緊急にその整備を行い、要入所児数に応じた整備をほぼ完了したところであるが、地域によつてはなお不足しているところもある。こうした地域については、その実態を把握している都道府県の整備要請に応じ、適切に対応していくこととしている。

沖縄県には、今後、施設拡充の計画があると思つており、この計画を十分検討し、他県の施設に入所する必要がなくなるよう所要の施設整備に努めてまいりたい。

(2) 父母の面会のための交通費の援助を実施することは考えていない。

四について

重症心身障害児施設における訓練に必要な設備に要する費用は、現在、制度上国庫負担の対象となつてゐるところである。御質問の集団訓練指導棟の整備がこの制度による国庫負担の対象となるものであるかどうかは、重症心身障害児施設の性格に照らし、当該施設の実態を十分勘案して決定すべきものであるので、沖縄県から計画の提示があれば十分に検討したい。

〔第十二号参照〕

審査報告書

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年三月三十日

外務委員長 安孫子藤吉

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国が特別の同盟を形成し、複数国における発明の保護のための出願に係る手続の簡素化及びその出願に対する審査の効率化を図るとともに、開発途上国に対し特許に関する技術的な援助を提供することを目的とするものである。この条約を締結することは、発明の奨励により我が国の技術の進歩に資するとともに、国際的な技術交流の促進及び工業所有権の分野における国際協力の推進のために望ましいと考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

国際特許協力同盟分担金として、昭和五十三年年度予算に三千六百七十四千円が計上されている。

昭和五十三年四月十日 参議院会議録第十四号

る。

審査報告書

有価証券取引税法の一部を改正する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年三月三十日

大蔵委員長 嶋崎 均

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における財政事情に顧み、今次の税制改正の一環として、株券、株式投資信託の受益証券等に係る有価証券取引税の税率を引き上げるほか、所要の規定の整備を図ろうとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十三年年度約三百三十億円である。

附帯決議

政府は、個人の有価証券譲渡益非課税の措置が税の不公平をもたらしている実情に顧み、有価証券取引の十分な把握体制を含めた有価証券譲渡益課税強化の検討を早急に行うべきである。

右決議する。

審査報告書

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年三月三十日

大蔵委員長 嶋崎 均

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における財政事情と社会経済情勢の推移に顧み、今次の税制改正の一環として、公害防止準備金の廃止、価格変動準備金の積立率の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を行い、内国法人等に係る外国子会社等で租税負担の著しく低い国等にあるものの留保所得を当該内国法人等の所得に合算して課税する制度を創設することとするほか、民間金融機関等から融資等を受けて住宅を取得した者に係る住宅取得控除額を引き上げ、土地譲渡益重課制度の適用除外要件である適正利益要件を適正価格要件に改め、特定機械設備等取得した場合の税額控除制度及び認定中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付の特例制度を設け、その他揮発

油税の税率の特例措置等期限の到来するものについて実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずるとともに、歳入に組み入れるべき

国税収納金等の受入期間の末日を一月間延長して翌年度の五月末日までとしようとするものである。あつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴う、租税特別措置法の改正による昭和五十三年年度の減収見込額は三十億円（増・減収額相殺後）であり、また国税収納金整理資金に関する法律の改正により、昭和五十三年度に組み入れられる税収は一般会計分約二兆百四十億円と見込まれている。

附帯決議

政府は、左記事項の推進に努めるべきである。

一、各種準備金、特別償却等の租税特別措置については、その政策目的、政策効果等の実態に即して整理合理化すること。

二、法人の受取配当益金不算入制度及び支払配当課税制度等を含め、法人課税の基本的あり方について、今後さらに検討すること。

三、利子・配当課税については、その総合課税への移行を検討すること。

一、現行の社会保険診療報酬課税の特例については、社会保険診療報酬のあり方との関連を考慮しつつ、五十四年より適正化すること。

昭和五十三年四月十日 参議院會議録第十四号

一、交際費に対する課税強化措置についてさらに検討することとし、その社会に与える影響について配慮すること。

一、住宅税制については、住宅政策との関連において、その対象範囲の拡大等効果的な税制のあり方について今後さらに検討すること。

一、土地譲渡益重課制度の適用除外要件の改正に伴い、地価の騰貴を生ぜしめないよう諸制度の適正な運用により遺憾なきを期すること。

一、所得・物価水準の推移等に即応し、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減合理化に努めるとともに、税負担の一層の公平化を図ること。

一、医療費控除、雑損控除については、実情に即し適切に配慮すること。

一、通勤手当の非課税限度額については、通勤の実情に即応して、再検討すること。

一、深夜労働に伴う割増賃金及び寒冷地手当については、税の軽減について検討すること。

一、変動する納税環境の下において、複雑、困難で、かつ高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員構成の特殊性等従来の経緯及び今後の財政確保の緊急かつ重

要性にかんがみ、今後ともその処遇の改善、定員の増加等に一層配慮すること。

右決議する。

審査報告書

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年三月三十日

農林水産委員長 鈴木 省吾

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林所有者の協同組織の健全な発展に資するため、森林組合の合併の促進を引き続き図ることを目的とするものであつて、合併しようとする森林組合が合併及び事業経営計画をたて、その計画が適当であるかどうかにつき都道府県知事の認定を求めることができる期限を、五年間延長して昭和五十八年三月三十一日までとすることを規定した

ものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

計量法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年三月三十日

商工委員長 楠 正俊

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際度量衡総会の決議等に従い、計量単位について所要の追加および改正を行うとともに、最近における計量の安全を確保するため、計量器の範囲を拡大し、あわせて製造事業・販売事業の登録手数料および検定手数料を適正化しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり計量単位の普及と適正な計量の実施を図るため、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一、新たに規定される計量単位について、学校教育等を通じて広く周知を図り、その普及に努めること。

二、消費者利益の保護を図るため、商品の量目、家庭計量器等に関する規制の徹底を期するとともに、単位価格表示制度の推進に努めること。

三、伝統的分野での尺貫法の使用については、その使用の現状にかんがみ、現行法の範囲内で使用者の便宜を十分配慮すること。

右決議する。

審査報告書

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年三月三十日

文教委員長 吉田 実

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、児童・生徒急増市町村が設置する小・中学校校舎の新増築に要する経費に係る国の負担割合を三分の二に引き上げる措置を、引き続き昭和五十七年度まで継続しようとするものであり、妥当な措置と認めた。

二、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十三年度一般会計予算に三百二十六億一千万円が計上されている。

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年三月三十日

昭和五十三年四月十日 参議院会議録第十四号

通信委員長 栗原 俊夫

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の昭和五十三年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これらの収支予算等によれば、事業収支は二十九億四千万円の支出超過となつており、これは昭和五十一年度及び昭和五十二年より繰越金百十八億三千万円のうちから補てんすることとしている。

また、残余の繰越金八十八億九千万円は債務償還のために使用することとしている。

事業計画においては、視聴者意向の積極的吸収と事業運営面への的確な反映、難視聴の解消促進、番組の充実刷新、受信料の確実な収納など営業活動の強化等に重点をおいているほか、受信料免除対象の一部を廃止することとしている。

これらの収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当なものと認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

附帯決議

政府ならびに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一、放送による表現の自由を確保し、放送の不偏不党を堅持すること。

一、協会の存立基盤をなす受信料制度について国民の理解をさらに深めるよう努めるとともに、

受信契約の拒否、受信料滞納について適切な対応措置を講ずること。

一、協会はいつそう事業運営の刷新効率化に努めるとともに、長期的展望にたつた財政基盤強化のため鋭意努力すること。

一、テレビ難視聴対策についてはすみやかに抜本的施策の確立を図ること。

一、国際放送の使命を再認識し、国庫交付金を大幅に増額してその充実強化を図ること。

一、受信料の免除措置の見直しをさらに積極的に進めること。

一、協会は協会の業務に従事する者の待遇改善に配意すること。

右決議する。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年三月三十日

地方行政委員長 金井 元彦

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方税負担の適正化及び地方税源の充実強化を図るため、法人の住民税均等割の税率及び都市計画税の制限税率の引上げ並びに電気税の非課税等の特別措置の整理合理化を行うとともに、料理飲食等消費税の基礎控除額及びガス税の免税点の引上げ、特別土地保有税の課税の合理化等を行うとするものであつて、おおむね妥当なものと認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

昭和五十三年四月十日 参議院會議録第十四号

なお、昭和五十三年年度の地方税においては、五百四十五億円の増収が見込まれている。

附帯決議

地方財政の現況は、地方税源等が著しく不足し、多額の資金を地方債に依存するなど、極めて憂慮すべき状況にあり、現状のままでは、地方財政の自主性の確立、ひいては地方自治の健全な発展を阻害するおそれがある。よつて、政府は、速やかに、地方税源等自主財源の充実、確保に最善の努力を図り、もつて住民生活の向上と地方自治の発展を期するよう左記事項について、所要の措置を講ずべきである。

一、国、地方自治体間の税源配分を再検討し、地方自治体の財源の強化、充実を図るよう努めること。

二、個人住民税については、住民の生活実態に即し、負担の軽減を図ること。

三、法人事業税の外形標準課税については、速やかにその導入に努めること。

四、都市税源の充実を図るため、法人所得課税の地方への配分割合の強化を図るとともに、事業所税の課税団体の範囲を拡大するよう検討する

こと。

五、特別土地保有税の改正規定の実施に当たつては、本税の立法の趣旨に照らし、適正な運用を図ること。

六、家庭用電気税の軽減に努めること。

七、産業用電気税の非課税措置の縮減等、地方税における非課税措置等の抜本的な整理合理化を図るとともに、国税の租税特別措置による地方税への影響を遮断するよう努めること。

八、利子及び配当所得については、速やかに総合課税に移行するよう努めるとともに、それまでの間、地方税の減収を考慮し、補填措置を講ずること。

九、地方道路財源、特に市町村の道路財源の充実を図るとともに、昭和五十四年度から有料高速道路に対する固定資産税の課税、又はこれにかわる措置を講ずるよう努めること。

審査報告書

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年三月三十一日

公害対策及び環境
保全特別委員長 田中寿美子

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法草案は、公害健康被害に対する補償給付等に要する費用のうち自動車に係る負担分については、昭和五十三年度及び五十四年度においても引き続き、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償協会に対し政府が交付しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、昭和五十三年度一般会計予算に百三十二億八千九百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たつて、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

1 公害による健康その他の被害を未然に防止するため、発生源対策の強化を図ること。

2 昭和五十五年以降以降における費用徴収方法については、汚染の原因者負担の原則にのつるとともに、発生源の公害防除の努力が十分反映されることを重点においた基本的方策の確立に努めること。

3 第一種地域における費用負担と補償給付等の地域別収支について、著しい不均衡を生じている地域があるので、費用負担が公平に行われるよう汚染負荷量賦課金の賦課料率を決定すること。

4 公害健康被害者に対する補償給付の改善を行うとともに、転地療養事業等の公害保健福祉事業の充実、強化を図ること。

5 幹線道路周辺における大気汚染状況を改善するため、バス・トラック等の排出ガス規制をさらに一層強化するよう努めるとともに、自動車交通に関する総合的な対策の推進を図ること。

6 工場等固定発生源から排出される窒素酸化物の規制については、排出基準を一層強化するとともに、脱硝技術の開発の促進等により、総量規制方式の早期確立を図ること。

7 最近における都市型複合汚染に対処するため、窒素酸化物等についても、健康被害との因果関係を究明し、その結果に基づいて地域指定の見直しを行うこと。

8 著しい大気汚染の影響による疾病については、現に指定されたもののほか、目、鼻、咽喉等の被害及びその因果関係についても調査を実施し、その結果に基づき、指定疾病に加えること。

9 本制度の対象となっていない騒音、振動等による健康被害及び財産被害についても、その実態の把握に努め、被害者の補償措置を早急に確立するよう検討すること。
右決議する。

第十一号中正誤

ベシ 段 行 誤 正
三 八 鹿 児 ル ー ト 鹿 島 ル ー ト

昭和五十三年四月十日 参議院會議録第十四号

四一〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一(大代)

107